

岡山県へき地医療拠点病院事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づき、県内にへき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）を整備し、へき地巡回検診、へき地診療所等への医師派遣等を円滑に行うことにより、へき地住民の医療を確保することを目的とする。

2 拠点病院の指定（実施機関）

知事は、県内に所在する医療機関のうち3に掲げる事業を行う病院を拠点病院として指定する。

3 拠点病院の行う事業の内容

拠点病院は、岡山県へき地医療支援機構の指導・調整のもとに次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) へき地巡回検診等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- (2) へき地診療所等への医師等の派遣並びに技術指導、援助に関すること。
- (3) 代診医の派遣に関すること。
- (4) 派遣医師等の確保に関すること。
- (5) へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- (6) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- (7) その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

4 拠点病院が行う事業の実施方法等

拠点病院が行うへき地巡回検診、医師派遣等の事業の実施方法等については別に定める。

5 拠点病院に対する支援策

県は、拠点病院に対して拠点病院としての診療機能を高める施設・設備整備及び医師派遣等に要する経費に対して予算の範囲内で補助することができる。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。